

道路事業の評価に関する提案

福島県土木部
道路計画課

道路事業の評価に関して、東北地域道路政策研究会(東北6県、新潟県、仙台市の道路関係担当課長)で、本書のとおり提案をとりまとめた。

◎提案の概要


従来の便益評価項目が、

①走行時間短縮便益、②走行経費減少便益、③交通事故減少便益
の3項目だけであるのに対して、以下の6つの視点による新たな便益評価項目の追加を提案した。

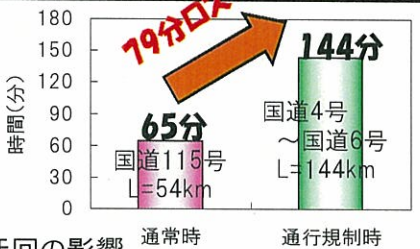
視点1

**地震や豪雨等の災害時
通行止めの影響**

迂回によるドライバーへの直接的な損失や地域経済への影響の回避を評価
⇒ 迂回解消便益
経済損失解消便益



通行時間は約2.2倍



79分ロス

65分 国道115号 L=54km
144分 国道4号～国道6号 L=144km

通常時 通行規制時

➢ 国道115号土砂崩れによる迂回の影響

視点2

救急救命への影響

主要幹線道路の整備による搬送時間短縮を評価
⇒ 救急救命便益



1.6倍

68 50 72
42 36

運用前 延伸前 延伸後
~H18.5 H18.5~ H19.6~

約5割～約7割

— : 救急車退出路運用前
— : 三陸道・救急車退出路を利用
— : 三陸道以外を利用


高速道路の延伸、退出路の整備により、病院の背後圏の拡大が図られ、搬送件数が増加

➢ 沿線消防署の石巻赤十字病院搬送回数

視点3

冬期の積雪・凍結による影響

冬期通行止め区間によるネットワークの縮小や積雪・凍結による走行速度低下の抑制を評価
⇒ 冬期便益



車線が減って大混雑!

【幅員狭小】

車両のすれ違い困難

➢ 国道4号青森県青森市
➢ 国道339号青森県五所川原

視点4

環境への影響

バイパス等の整備による二酸化炭素排出量抑制を評価
⇒ CO2削減便益



1,300 1,350 1,400 1,450 1,500 t-CO2/年

1,484 1,382

年間
約102t-co2の削減
(約6.8%削減)

➢ (主)上越新井線新潟県藤巻拡幅

視点5

実態に即した評価期間の採用

評価期間を従来の供用開始後40年から**60年**に設定することを提案

評価期間の見直し

視点6

近年の市場に配慮した社会的割引率の採用

社会的割引率の見直し

近年の利率を考慮して、社会的割引率を従来の4%から**3%程度**に設定することを提案

以上を8月29日付けで下記宛てに提案した

- ・国土交通大臣
- ・国土交通省東北地方整備局長 ・国土交通省北陸地方整備局長
- ・道路事業の評価手法に関する検討委員会委員長 (事務局:道路局道路事業分析評価室)

道路事業の評価に関する提案



平成 20 年 8 月 29 日

東北地域道路政策研究会

道路事業の評価に関する提案

東北地域は、面積が広大な上、約8割が豪雪地帯となっており、また、岩手・宮城内陸地震をはじめ地震の発生も多く、地震・津波・豪雨・豪雪による自然災害が多発している地域である。

人口が集中している県の中心都市圏では、交通渋滞がひどく、地球温暖化の問題など環境改善の課題も抱えている。

東北地域の道路整備は、主要な広域ネットワーク道路をはじめ、防災対策や医療・通学など地域の安全・安心を支える生活道路の面においても、未だ十分と言えず、その整備状況は全国に比べ立ち遅れており、今後とも着実な道路整備が必要である。

このような東北の地域特性から、既存の費用対効果の算定(3便益:走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益)には含まれない部分での効果も大きいと推測され、これらを含めた評価を行い、事業の必要性をより適切に判断することが重要であると考えます。よって、当研究会において、道路事業の評価に関して次のとおり提案する。

- 1 地震や豪雨等の災害時の通行止めの影響を考慮した便益として、「迂回解消便益」と「経済損失解消便益」を適切に算定すること。
- 2 高速道路やバイパスの整備により、救急医療施設への搬送時間が短縮され、死亡率が減少することによる人的損失削減を考慮した便益として、「救急救命便益」を適切に算定すること。
- 3 冬期の積雪・凍結による走行速度低下の影響を考慮した便益として、「冬期便益」を適切に算定すること。

- 4 地球環境問題に対する意識の高まりもあり、特に二酸化炭素排出量の抑制について自動車交通の走行速度向上による自動車からのCO2排出削減を考慮した便益として、「環境改善便益(CO2削減便益)」を適切に算定すること。
- 5 評価期間については、道路の耐用年数や供用年数の実態を考慮し、現行の「40年」を「60年」に変更すること。
- 6 社会的割引率については、近年の市場利子率が低い水準(1%~3%)で推移していることから、市場に配慮した社会的割引率の採用が適当であり、現行の「4%」を「3%程度」に変更すること。

平成20年 8月29日

東北地域道路政策研究会

東北地域道路政策研究会規約

(名称)

第1条 本会は、東北地域道路政策研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、道路をめぐる諸課題の解決に向けて、東北各県の道路行政に携わる責任者が連携しながら将来の東北地域の道路行政のあるべき姿を検討し、政策提言に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、調査、研究、情報交換、連絡調整その他必要な事業を行う。

(組織)

第4条 本会は、別表に掲げる会員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長1名

2 役員は、会員の中から互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 本会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて、本会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、会長の所属する機関において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年7月23日から施行する。

別表(第4条関係)

会 員	
青森県県土整備部 岩手県県土整備部 宮城県土木部 秋田県建設交通部 山形県土木部 福島県土木部 新潟県土木部 仙台市建設局道路部	道路関係担当課長